

上川管内の建設業者の皆様へ

～常勤役員等（経營業務の管理責任者）及び直接の補佐者、専任技術者の常勤確認書類の変更について～

令和6年（2024年）1月

健康保険証や住民税特別徴収税額通知書で事業所名を確認できない場合（後期高齢者医療制度被保険者等）について、次のとおり確認書類を変更したのでお知らせです。これまで確認書類としてきた源泉徴収簿や賃金台帳に加えて、より客観性の高い証明書類である確定申告書も確認することとしました。

旧	法人	基本的確認書類 上記基本的確認書類では 事業所名を確認できない場合 （後期高齢者医療制度被保険者等）	健康保険証の両面写し（事業所名の記載あり）
			又は
			住民税特別徴収税額通知書の写し（特別徴収義務者）
			健康保険証の両面写し（事業所名の記載なし）
			かつ
			源泉徴収簿（直近1年分）又は賃金台帳（直近1年分）
個人	基本的確認書類		健康保険証の両面写し
			又は
			住民税特別徴収税額通知書の写し
			又は
			確定申告書の写し（受信通知）



新	法人	基本的確認書類 上記基本的確認書類では 事業所名を確認できない場合 （後期高齢者医療制度被保険者等）	健康保険証の両面写し（事業所名の記載あり）
			又は
			住民税特別徴収税額通知書の写し（特別徴収義務者）
			健康保険証の両面写し（事業所名の記載なし）
			かつ
			確定申告書の写し
			（表紙、役員報酬手当等及び人件費の内訳書、（受信通知））
			かつ
			源泉徴収簿（直近1年分）又は賃金台帳（直近1年分）
個人	基本的確認書類		健康保険証の両面写し
			又は
			住民税特別徴収税額通知書の写し
			又は
			確定申告書の写し（受信通知）

※1 常勤とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事（テレワークを行う場合も含む）していることをいいます。

※2 上記の書類で常勤性を確認できない場合には、その他の確認書類を求めることがあります。

※3 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能なものについては、通勤確認のできる書類（通勤定期券やETC記録）を求めることがあります。